

## 安全衛生に関する優良企業の評価項目（案）

### ○対象となる企業の範囲

※すべての業種の企業

※認定の単位は企業単位とする。ここで企業とは、会社法等に定められる法人、協同組合、個人商店等をいう。

※従業員とは、当該企業の事業場で雇用されているすべての労働者をいう。

## 第 1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

### 1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に労働関係法令の違反で送検されていないこと	
② 労働安全衛生法第 98 条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	
③ 過去 3 年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと <small>(例) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表  (例) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表  (例) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表  (例) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表</small>	
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと	

### 2 労働災害発生状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級 7 級以上に相当する重篤な労働災害を 2 件以上発生させていないこと	
② 過去 3 年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業 1 日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること <small>※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること。</small>	
③ （有機溶剤業務等特殊健康診断の必要な業務がある場合）過去 3 年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること <small>※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること。</small>	

<p>④ (有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合) 過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること</p> <p>※ここでの作業環境測定とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じん、電離放射線の測定が該当すること。</p>	
--	--

### 3 その他優良企業として相応しくない事項 ※状況を確認するもの

項 目	○×
<p>① 過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと。</p> <p>※この項目は、次の例示の事項を参考に、社会的に影響がある同種の悪質又は不適切な事案を生じさせたとして、国から公表等されたことがないかを確認する。</p> <p>(例) 法令(労働関係法令を除く。)に違反する行為により国から告発、送検された</p> <p>(例) 事業者が遵守が義務づけられている法令(労働関係法令を除く。)に重大な違反が認められ企業名が公表された</p> <p>(例) 取扱商品、提供するサービスなどが原因で健康被害者(死亡者や後遺症が残るような重度の健康障害)を発生させ、社会的影響が大きいと認められるもの</p> <p>(例) 現に労働安全衛生法第78条による安全衛生改善計画の作成指示を受けている事業場があること</p> <p>(例) 現に構内下請事業者が混在する事業場において、労働災害が多発するなどにより、労働局又は労働基準監督署から元方事業者の取り組みとして計画を策定し取り組むよう指導がなされていること</p> <p>(例) 長時間労働抑制や過重労働対策の取組に問題があり、労働局又は労働基準監督署から企業全体としての改善に取り組むよう指導がなされていること</p>	○×
<p>② 過去2年間に行政の立ち入り等により「取消基準」(別途規定)に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと</p> <p>※認定を受けたことのある事業場が対象</p>	
<p>③ 過去3年間に優良企業のマークの不正使用がないこと</p> <p>※認定を受けたことのある事業場が対象</p>	

## 第 2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

## 1 安全衛生体制の状況 ※取組を確認するもの

項 目	○×
① 各事業場（10人以上の事業場）に従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか、また、企業本社には、全社的な健康や安全を担当する組織又は担当者を置いているか。 (例) 安全管理者及び衛生管理者、又は安全衛生推進者の選任 (例) 本社においては安全衛生課の設置 (例) 人事労務部（安全衛生担当の職務分担あり）	
② ①の従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画実施状況を定期的に把握し、問題点があった場合には、事業場内（企業内）で情報を共有した上で、必要な対策を検討するようになっているか。 (例) 安全衛生委員会での各種計画の進捗報告、担当部署が策定した見直し案の審議	
③ 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命しているか (例) ○○部長（安全衛生の責任者としての職務分担あり） (例) 総括安全衛生管理者の選任	

## 2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○×
① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成した	
② 明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有しているか (例) 方針を全従業員にメール配信 (例) 従業員がいつでも閲覧できる社内掲示板に掲載	
③ 全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員の意見（従業員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数を代表する者）を反映させているか (例) 計画策定や見直し時に労使協議会で議題にしている (例) 労働組合の代表者が参加する中央安全衛生委員会で各種計画の策定、見直し案の調査審議	
④ 企業のトップ（幹部）に次の項目について報告しているか (例) 安全衛生担当部署が企業の担当役員宛てに報告書を作成、提出している (例) 本社の中央安全衛生委員会で報告を行っている	
ア 企業全体の労働災害の発生状況	
イ 発生した労働災害の再発防止対策	
ウ 各種安全衛生に関する計画の進捗状況	
エ 企業全体の労働時間の状況	
オ 企業全体の従業員の健康状況	

<p>⑤ 次の項目について、従業員が容易に状況を知ることができるようになっているか。</p> <p>(例) 企業内の災害発生状況、再発防止対策、安全衛生の取組状況をとりまとめた年間レポートを誰でも閲覧できる社内のWEB 掲示板に掲示している。</p>	/
<p>ア 企業内の労働災害の発生状況</p>	
<p>イ 発生した労働災害の再発防止対策</p>	
<p>ウ 各種安全衛生に関する計画の内容及び進捗状況</p>	
<p>また、次の事項については、従業員ごとに、情報を通知しているか。</p>	/
<p>エ 従業員ごとの労働時間の状況 ※適正に把握された労働時間</p>	
<p>オ 従業員ごとの健康診断の結果</p>	
<p>⑥ 安全衛生教育に関する実施計画を策定し、実施しているか（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む）</p> <p>(例) 安全衛生教育の種類ごとに、教育対象、実施時間などを定めた年間計画を策定及び進捗管理を行う</p> <p>(例) 全社的な実施計画を策定し、本社で一括して進行管理している。</p> <p>(例) 各事業場ごとに実施計画を策定し、実施状況を本社に報告している。</p>	
<p>⑦ 厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、安全衛生の取組の見える化（外部に公開）を行っているか</p> <p>(例) CSR 報告書に企業の安全衛生活動の状況について記載している</p> <p>(例) 企業のHP に安全衛生活動の状況について公開している</p> <p>(例) あんぜんプロジェクトに参加している（労働災害発生率の状況を含め、安全情報を公開）</p>	

## 第3 企業の積極的な取組を評価する項目（加点項目）

## 1. 安全衛生活動を推進するための取組 ※取組を評価するもの（5点）

項目	○×	加点
① 主要な事業場ごとに従業員の安全衛生に関する自発的な取組を支援しているか (例) 従業員による活動が進みやすいよう助言したり、事業場の場所・資源を提供する (例) 「健康保険委員」が就業時間中に研修会に参加し、従業員が利用できる保健事業や健康保険に関する情報収集をできるよう支援する		1.5点
② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、企業本社及びすべての関連事業場において、広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか ※第2の2の③の必要項目と異なり、代表者の意見のみならず、さらに広く意見を聴取している取組		1.5点
③ 各事業場の安全衛生組織・担当者等が効果的に機能できるよう、定期的な活動内容のフォローアップ等本社からの支援が実施されているか (例) 複数の事業場を統括する安全衛生部門・スタッフなどにより、新規の安全衛生担当者の活動の支援を行っている		1点
④ 国、地方自治体や労働災害防止団体による安全衛生に関する優良とされる表彰（過去3年以内のものに限る）や認証を取得しているか ※企業の複数の事業場で認定等を取得している場合は1点とする		各0.5点 上限1点

## 2. 健康で働きやすい職場環境の整備

## 2-1-1. 健康管理の状況 ※取組を評価するもの（10点）

項目	○×	加点
① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画（年間スケジュール表を含む）を策定し、着実に実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成し、実施している (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で作成し、実施している (例) 健康保持増進計画を策定し、体制づくりのため健康保持増進措置を実施するスタッフの任命及び研修を行っている (例) 企業の「健康宣言」を公表し、同宣言に基づく実施事項を実施している		2点
② ①の健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		2点
③ 計画の進捗や企業全体の健康の保持・増進に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づき次期計画への反映が実施しているか (例) 健康の保持・増進活動の進捗や成果、課題を共有し、次の対策を検討する会議を定期的開催している		1点
④ 健康測定の結果を踏まえた健康教育や保健指導などの健康保持増進措置を全社的に行っているか (例) 事業場ごとに産業医が参画する健康保持増進専門委員会を設置し、個々の従業員に対する健康保持増進措置に関して専門技術的立場から検討を行っている		1点

⑤ 従業員の健康保持増進の取り組みに関して、医療保険者（健保組合など）の保健事業との連携が図られているか。 (例) 事業者から医療保険者に提供された定期健康診断の結果に基づき、医療保険者が作成した集団データの特徴を踏まえて、事業者が医療保険者と共同で社員向けの健康づくりイベントを開催している。		1 点
⑥ 従業員の保健指導の実施等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすいよう協力を行っているか (例) 協会けんぽ・健保組合が提供するツールを従業員に周知、参加勧奨して、従業員はいつでも自身の健診結果や生活習慣病予防の情報を閲覧できるようにしている		1 点
⑦ 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているか (例) 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入など、柔軟な雇用管理の仕組みづくりを進めている (例) 職場の人事担当者、上司、産業保健スタッフ、本人など関係する者で打合せを行い、必要な配慮がなされる仕組みに基づき進めている		2 点

### 2-1-2. 健康管理の状況 ※実績を評価するもの (2 点)

項目	○×	加点
① 過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか		2 点

### 2-2. メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの (10 点)

項目	○×	加点
① 企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか (例) 従業員の意見を聴きつつ、企業の実態に則した取組をまとめた心の健康づくり計画を策定する (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で作成する		2 点
② メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		2 点
③ 計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づき次期計画への反映が実施しているか (例) メンタルヘルス対策の進捗や成果、課題を共有し、次の対策を検討する会議を定期的開催している		1 点
④ ストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか (例) ストレスチェックの結果を一定の規模以上の部署ごとに集計・分析し、職場改善方策について衛生委員会で議論を行った上で実施に移し、その効果を衛生委員会で評価している。		1 点
⑤ 従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図り、利用状況を把握しているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか） (例) 企業で契約している病院又は都道府県産業保健総合支援センターなどの連絡先を従業員に定期的にメール配信するほか、いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		1 点

<p>⑥ 管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか</p> <p>(例) 一般社員向けに、セルフケアのための研修を定期的実施するとともに、管理職向けに職場における部下からの相談対応などのロールプレイ形式の研修を実施している</p>		1 点
<p>⑦ メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか</p> <p>(例) 管理者が産業医や (産業医の紹介による) 専門医との連携し、対応することとしている</p> <p>(例) 事業場内メンタルヘルス推進担当者が、従業員と産業医との面談等につなげるほか、必要な場合に従業員が産業医から専門医の紹介を得られるように、産業医や専門医と連携して対応することとしている</p>		1 点
<p>⑧ 心の健康問題により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか</p> <p>(例) 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受け、個々の事業場の実態に即した形で、事業場職場復帰支援プログラムを策定する</p>		1 点

### 2-3-1. 過重労働防止対策の取組状況 ※取組を評価するもの (10 点)

項 目	○×	加点
<p>① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画 (具体的な取組の方針など明文化されたものを含む) を策定し、実施しているか</p> <p>(例) 全社的な時間外労働削減に向けた取組のためのルールとして、労働時間等設定改善委員会を設け、労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画を定め、実施している</p> <p>(例) 過重労働対策推進計画を策定し、職場の管理者、衛生管理者、人事労務担当者、産業医等の保健スタッフによる体制のもとで行う</p> <p>(例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で計画を作成し実施している</p> <p>(例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成し実施している</p>		2 点
<p>② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか</p> <p>(例) 全従業員にメール配信</p> <p>(例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載</p>		2 点
<p>③ 計画の進捗や企業全体の過重労働対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づき次期計画への反映が実施しているか</p> <p>(例) 過重労働防止対策の進捗や成果、課題を共有し、次の対策を検討する会議を定期的に開催している</p>		1 点
<p>④ 従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、改善の取組を促しているか</p> <p>(例) 管理者に各従業員の毎月 (過去 6 ヶ月の月別) の勤務時間を通知し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務負担軽減方策を検討させる</p>		1 点
<p>⑤ 1 月あたりの時間外労働が 80 時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取り組み・工夫を実施しているか</p>		2 点

(例) 該当する従業員に面接指導の案内通知する (例) 管理者が該当従業員に申し出を行うよう直接勧奨している (例) 毎月、全従業員に面接指導の申し出を促す電子メールを発信している		
⑥ 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか (例) 計画的付与制度を導入している (例) 年2回特別連続休暇を取ることを推奨し、呼びかけをしている		2点

### 2-3-2. 過重労働防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの (3点)

項目	○×	加点
① 過去3年間のすべての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか		1.5点
② 過去3年間のすべての年において1週間当たり40時間を超えて労働させた時間(いわゆる残業時間)が月80時間を超えた状態のまま2ヶ月以上連続した従業員がいない状況であるか		1.5点

### 2-4. 受動喫煙防止対策の実施状況 ※実績を評価するもの (2点)

項目	○×	加点
① 企業のすべての屋内の職場において、受動喫煙防止対策(全面禁煙又は空間分煙(※))を実施しているか (※) 要件を満たす喫煙室以外の屋内を禁煙とすること		2点

### 3-1-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備(リスクアセスメントの実施状況等)

※取組を評価するもの (10点)

(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る)(注)

項目	○×	加点
① 安全活動のための計画(全社的又は事業場ごと)を策定し、着実に実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成し、定期的の実施状況を確認している		1.5点
② 安全活動のための計画を従業員と共有しているか (例) 方針を全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう工場のよく見える場所に掲示		1.5点
③ 全社的に4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか		0.5点
④ ヒヤリ・ハット活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか		0.5点
⑤ 危険予知(KY)活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施しているか		0.5点
⑥ 安全活動(③から⑤までの活動を含む)の実施において、現場の従業員や労働組合など広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか		1点



⑦ 全社的に過去の労働災害の事例の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく再発防止対策が実施しているか		1 点
⑧ リスクアセスメントの実施の社内ルール（実施時期、実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）を定めているか (例) リスクアセスメントを含めた労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) 導入・展開について推進計画を策定し、OSHMS の構築・整備を行っている。		0.5 点
⑨ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施され、その結果が適切に記録されているか (例) 本社の担当部署が定期的に監査を行っている。		0.5 点
⑩ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な措置を実施する手順が定められているか		0.5 点
⑪ リスクアセスメントの実施結果、講じた措置については、関係する従業員に情報提供しているか (例) リスクアセスメントの実施結果等について、安全衛生委員会で調査審議し、その結果を周知している (例) リスクアセスメントの実施結果等について、関係する従業員も含めた報告会を行っている		0.5 点
⑫ 構内下請事業場がある事業場（建設業であれば現場の関係下請事業者）においては、上記④から⑪の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行っているか		1 点
⑬ 事業場で想定される災害事故等の緊急時対応が手順化され、関係者への教育訓練がなされているか		0.5 点

### 3-1-2. 安全でリスクの少ない職場環境の整備（リスクアセスメントの実施状況等）

※実績を評価するもの（3点）

項 目	○×	加点
① 過去3年間のすべての年において企業の製造業等の業種の事業場の休業1日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）に比べ1/2未満であるか		2 点
② 過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、安衛則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか		1 点

## 安全衛生に関する優良企業の評価基準（案）

### 1 第1、第2の必要項目

すべての項目で○印であること。

### 2 第3の加点項目

#### (1) 項目別基準

各分野別の項目については、下表のとおり、それぞれ6割以上を満たすことを基準とする。

#### (2) 総合点基準

各項目の合計点の8割以上を満たすことを基準とする。

	取組評価点	実績評価点	合計	
1. 安全衛生活動を推進するための取組	5点	-	5点 (項目別基準：設けない)	
2-1. 健康管理の状況	10点	2点	12点 (項目別基準：8点)	
2-2. メンタルヘルス対策への取組状況	10点	-	10点 (項目別基準：6点)	
2-3. 過重労働防止対策の取組状況	10点	3点	13点 (項目別基準：8点)	
2-4. 受動喫煙防止対策の実施状況	-	2点	2点 (項目別基準：設けない)	
3-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備（製造業等※）	10点	3点	13点 (項目別基準：8点)	
合計	製造業等※	45点	10点	55点（総合点基準：44点）
	製造業等以外※	35点	7点	42点（総合点基準：34点）

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種（林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

(参考事項)

- 健康・働きやすさ関係 37点、安全関係 13点(製造業等以外は0点)、両方にまたがるもの(5点)
- 取組に評価の重点を置くため、実績評価は各合計の3割未満の点数を設定
- 受動喫煙防止対策は項目数が少ないため項目別基準を設けない